



国 保 だ よ り

静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT 鷹匠ビル
TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
ホームページアドレス <http://www.shizuyakukokuho.com/>

《 主 な 掲 載 事 項 》

- *平成30年度決算報告等
- *健康診断を受けましょう
- *高額療養費制度について
- *被保険者証の更新
- *健康ポイント事業の開始
- *インフルエンザ予防接種補助事業

公 告

令和元年度 静岡県薬剤師国民健康保険組合第1回組合会 開催

令和元年7月20日(土) 静岡グランドホテル中島屋(静岡市)において、組合会議員30名(委任状含む)のもと、第1回組合会を開催しました。平成30年度事業報告及び平成30年度歳入歳出決算の認定並びに平成30年度歳入歳出決算剰余金の処分についての3議案を審議した結果、全ての議案が原案通り可決承認されました。

平成30年度 静岡県薬剤師国民健康保険組合 歳入歳出決算書

◇歳入

(単位：円)

◇歳出

(単位：円)

款	収入済額
1. 国民健康保険料	489,522,300
2. 国庫支出金	122,781,441
3. 前期高齢者交付金	0
4. 県支出金	0
5. 共同事業交付金	17,713,000
6. 財産収入	19,065
7. 繰入金	0
8. 繰越金	263,080,503
9. 諸収入	566,420
歳入合計	893,682,729

款	支出済額
1. 組合会費	1,038,183
2. 総務費	36,525,996
3. 保険給付費	311,306,875
4. 後期高齢者支援金等	101,167,345
5. 前期高齢者納付金等	44,467,144
6. 介護納付金	51,099,292
7. 共同事業拠出金	12,669,571
8. 保健事業費	9,200,858
9. 積立金	52,000,000
10. 諸支出金	9,375,551
11. 予備費	0
歳出合計	628,850,815

◇歳入歳出決算額

(単位：円)

歳入決算額	893,682,729
歳出決算額	628,850,815
歳入歳出差引残額	264,831,914



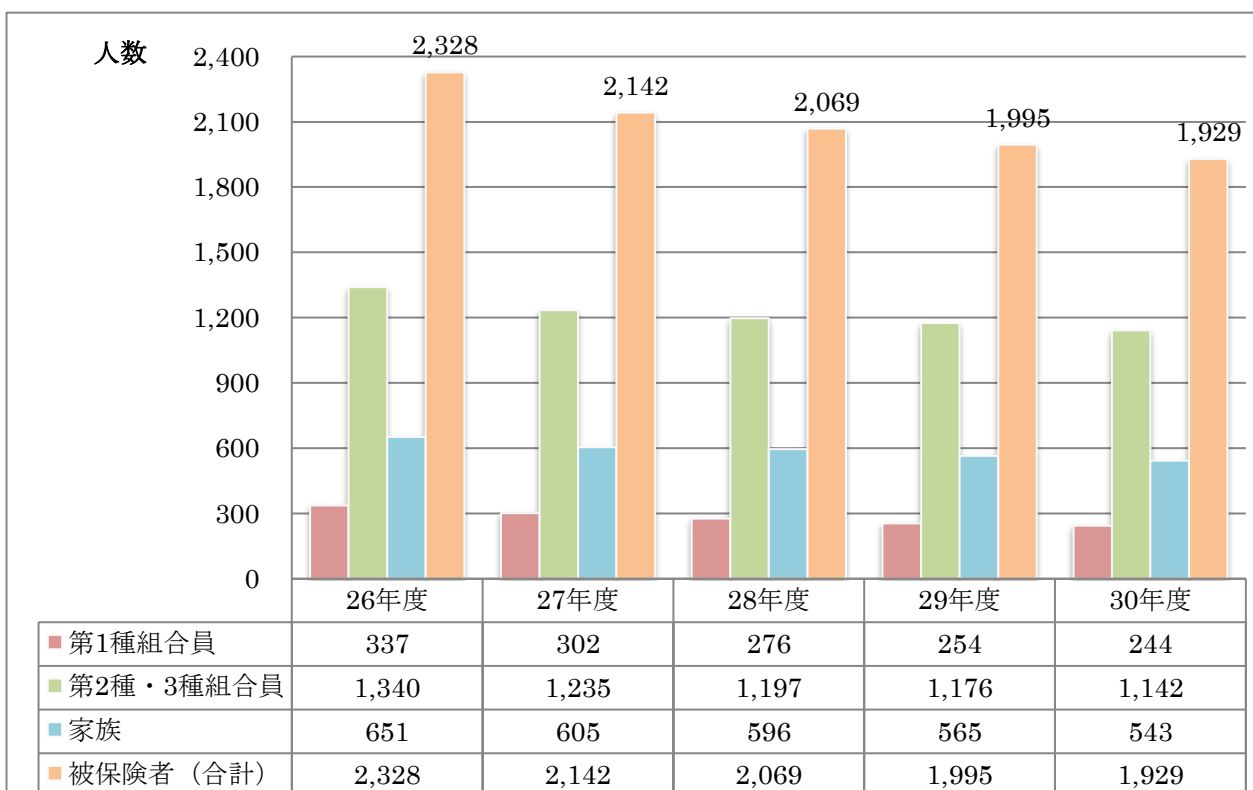
1 被保険者数（年間平均）

（単位：人）

年 度	組 合 員		家 族	総 数 (計)	後期高齢者 組 合 員	(再 掲)		
	第1種 組合員 (事業主)	第2・3 種組合員 (従業員)				前 期 高齢者	6 歳 未 満	第 2 号 被保険者
30 年度	244	1, 142	543	1, 929	34	214	88	827
29 年度	254	1, 176	565	1, 995	41	221	83	845
前年度増減	△10	△34	△22	△66	△7	△7	5	△18
前年度比	96. 1%	97. 1%	96. 1%	96. 7%	82. 9%	96. 8%	106. 0%	97. 9%

◇年度別被保険者の推移

（単位：人）



2 国民健康保険料の収納状況

（単位：円）

区 分	調 定 額	収 納 額	不納欠損額	収入未済額	収 納 率 %
現 年 度 分	489, 522, 300	489, 522, 300	0	0	100. 0%
滞 納 繰 越 分	0	0	0	0	0. 0%
合 計	489, 522, 300	489, 522, 300	0	0	100. 0%

3 （1）保険給付費の状況（療養給付費 30 年度）

（単位：件、円）

年 齢 別	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
6 歳未満	1, 331	33, 711, 868	26, 872, 558	6, 281, 401	557, 909
7 歳～64 歳	20, 186	257, 337, 514	179, 620, 022	73, 712, 726	4, 004, 766
65 歳～74 歳	4, 181	93, 090, 672	67, 485, 011	25, 338, 549	267, 112
療養給付費全体	25, 698	384, 140, 054	273, 977, 591	105, 332, 676	4, 829, 787

(2) 療養費

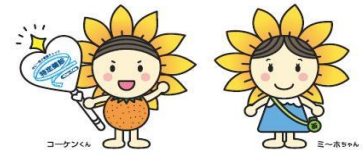
(単位：円)

区 分	件 数	支 給 額
柔道整復師	416	1,522,897
補 装 具	17	260,029
あんま・マッサージ	12	155,955
は り・灸	11	25,585
診 療 費	2	13,482
合 計	458	1,977,948

(3) その他の給付

(単位：円)

区 分	件数	支 給 額
出産育児一時金	18	7,560,000
葬 祭 費	1	50,000



4 保健事業

(1) 特定健康診査等実施状況・対象：40歳以上 75歳未満の被保険者

(単位：人、円)

区 分	対象者数	受診者数	受診率	補助金支給額
組 合 員	977	143	14.6%	1,349,907
家 族	121	14	11.6%	126,350
合 計	1,098	157	14.3%	1,476,257

(2) 健康診断（人間ドック）等実施状況

対象：30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員、年1回2万円（30歳代は1万円）(単位：人、円)

区 分	受診者数	内 訳		補助金支給額
		男性	女性	
30歳～39歳	75	14	61	694,925
40歳～49歳	102	30	72	1,397,066
50歳～59歳	76	15	61	1,146,102
60歳～69歳	55	16	39	892,501
70歳以上	10	6	4	179,892
合 計	318	81	237	4,310,486

(3) インフルエンザ予防接種費用補助

(単位：件、円)

対象者/補助限度額	申請者数	補助金支給額
65歳未満の被保険者 /1,000円	591	591,000

(4) 医療費通知

(単位：人)

回数	対象診療月	通知被保険者数
4回	1～12月	5,580

(5) ジェネリック医薬品差額通知

(単位：人)

回数	対象診療月	通知被保険者数	通 知 条 件
3回	2、6、10月	318	35歳以上で1薬剤200円以上 1被保険者200円以上

(6) 健康家庭表彰

対象世帯	内 容
83世帯	平成29年度中に無受診だった世帯に対し、5,000円相当の記念品贈呈

財 産 目 録

(1) 積立金

令和元年5月31日現在 (単位：円)

区 分	金 額	摘 要
特 別 積 立 金	88,251,987	静岡銀行
準 備 金 積 立 金	56,100,000	静岡銀行
事業運営積立金	90,431,648	静岡銀行、しずおか信用金庫
退職給与積立金	9,400,500	しずおか信用金庫
合 計	244,184,135	

(2) 決算剰余金

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
歳入歳出差引残額	264,831,914	静岡銀行他（普通預金他）

年に1回 必ず健康診断を受けましょう！ 「健康な職場づくり」は事業者の使命！

～特定健康診査・特定保健指導による健康づくり～

労働安全衛生法第66条に基づき、事業者は常時使用する労働者に対して、医師による健康診断を実施し、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

平成20年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査の実施が保険者に義務付けられました。

当国保組合では、30年度「特定検診等実施計画」を策定し、年次目標「平成35年度 受診率70%」の目標値を提示しました。

しかし、当国保組合の30年度の実施率は「39.0%」で目標値には至っておりません。

5月末に組合員の皆様に送付した**特定健診受診券**の他にも、**健康診断補助金の制度**（人間ドック：40歳以上の方は、年1回2万円まで補助、30歳以上39歳以下の方は、年1回1万円まで補助）がありますので、自分自身の健康維持のためにも、年に1回の健康診断を受けましょう。

○27年度～30年度の特定健康診査実施状況及び31年度目標値

対象者：40歳以上74歳以下

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 目標値
特定 健康 診査	対象者数	1,031人	1,016人	1,016人	983人	
	受診者数	349人	344人	357人	383人	
	実施率	33.9%	33.4%	33.5%	39.0%	50.0%

○健康診断を受けるメリット

- ①生活習慣病を早期に発見
- ②生活習慣改善に取り組みやすい
- ③継続して健康状態を把握
- ④医療費も抑制できる



○各事業所において実施している「事業所健診」も、健康診断補助金制度の対象になる場合があります。また、健診結果等を提出していただくことで受診率の向上にもつながります。詳しくは、国保組合にお問い合わせください。

★「暇がない」「面倒だ」と健康診断を先延ばしすることで、結果的にはメタボリックシンドロームの予防が遅れ、生活習慣病になってしまっは、取り返しがつきません。

高額療養費制度について

高額療養費制度とは、1か月の医療費の自己負担額が一定の額(自己負担限度額)を超えて高額になった場合、医療機関窓口で支払い後、国保組合へ申請により自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度です。

申請の際には領収書が必要となりますので、大切に保管しましょう。



高額療養費の自己負担限度額は、下記の通りです。

70歳未満の場合

所得要件		自己負担限度額	年4回目以降
上位所得者	総所得金額等が901万円を超える	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	総所得金額等が600万円を超え901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般	総所得金額等が210万円を超え600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	総所得金額等が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
低所得者	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※総所得金額とは基礎控除後の所得金額のことです。

※所得要件・・・国保組合に加入している世帯全員の所得を合算

70歳以上の場合

適用区分	外来 + 入院	
	外来(個人)	(世帯)
現役並みⅢ 課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 【140,100円】	
現役並みⅡ 課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 【93,000円】	
現役並みⅠ 課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】	
一般 課税所得 145万円未満	18,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円 【44,400円】
Ⅱ 住民税非課税	8,000円	24,600円
Ⅰ 住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円

※【 】内は、過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

「限度額適用認定証」をご利用下さい

入院や外来診療(1か月ごと、1医療機関)等で支払いが高額になる可能性のある方は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けることをお勧めします。医療機関等の窓口で「限度額適用認定証」を提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。



ただし、申請書受付日より前に遡ることはできませんので、お早めに国保組合まで申請願います。

国保組合からのお知らせ

10月から被保険者証がうぐいす色に変わります！

病院へ受診の際は必ず病院の窓口へ被保険者証の提示をお願いいたします。

10月からの新しい被保険者証（うぐいす色）は、9月下旬までにお手元に届くよう発送いたします。オレンジ色の窓開き封筒で、事業主（従業員、家族分も同封）の薬局又はご自宅宛にお送りします。ただし、多数の場合にはレターパックで郵送します。

従業員、家族の方にも配布をお願いいたします。

なお、現在お使いの被保険者証は、9月末日で期限切れになり使用できませんので、10月になりましたら各自で破棄処分をお願いします。

《注 意 事 項》

○加入者全員の被保険者証が揃っているか、住所・氏名・性別・生年月日など記載事項に誤りがないかどうか、必ず確認して下さい。

○病院受診時には被保険者証を提示し、**診療後は必ず手元に保管しましょう！**

《次のようなときは国保組合までご連絡ください》

○記載事項に誤りがあったとき ○被保険者に異動があったとき

○紛失したり破ったりして使えなくなったとき

《被保険者証の有効期限が変わります》

今回の10月に発行される被保険者証より、有効期限が現行の**9月末から7月末**に変更になります。



国保組合の組合員資格適正化による資格調査の実施について（お知らせ）

厚生労働省国民健康保険課課長通知より、組合員資格の定期的確認を3年に1度実施するよう指導されており、当国保組合では前回平成28年度に調査を実施しましたが、その後3年経過するため、令和元年度に「被保険者資格の確認調査」を実施する予定です。

組合員及びその家族の方を対象に事業所形態、事業所の現在の状況、厚生年金加入の有無、被保険者の住所等を確認させていただきます。

後日、事業主組合員宛に調査関係書類を送付しますので、調査票にご記入、ご回答いただけますようご協力をお願い申し上げます。

交通事故にあったときは必ず国保組合まで届出をお願いします。

交通事故や、第三者行為によるケガでも国民健康保険で治療を受けることができます。この場合、国保組合が一時的に医療費を立て替えたあとで加害者に費用を請求します。

ただし、被保険者証を使う場合は必ず国保組合に届出をしましょう。

① 必ず警察に届け出る・・・「事故証明書」を発行してもらいます。

② 必ず国保組合の窓口へ届け出る・・・「第三者行為による傷病届」を提出して下さい。

このような場合も第三者行為による事故となります

- ・ 不当な暴力によりケガをした ・ 他人の飼い犬にかまれた
- ・ スキー、スノーボード等の接触事故 ・ 落下物にあたった など



新規保健事業「健康ポイント」が始まりました！

「健康ポイント」制度とは、インセンティブマネジメントを活用した健康増進プログラムで、みなさまの健康増進活動に対しポイントが付与され、貯めたポイントは好きな商品と交換できる制度です。

「健康ポイント」事業の対象者は当該年度 25 歳以上の被保険者となっています。

ご利用には、各自で専用WEBサイトに初回登録が必要となります。

詳細は、今回の「国保だより 9 月号」に同封の「健康ポイントチラシ」又は「ホームページ」をご覧ください。多くの皆様のご参加をお願いいたします！



インフルエンザ予防接種補助事業のお知らせ

《対象者》 65 歳未満の全被保険者（65 歳以上の方は市町で補助するため対象外）

※65 歳以上の方は、お住まいの市町で申請方法が異なりますので各市町へご確認をお願いします。

《補助限度額》 **組合員 1,000 円 家族 1,000 円**

インフルエンザ予防接種をした際に補助金を支給（年度内 1 回）

《申請方法》 ※事業所単位での申請にご協力ください。

- ・病院窓口で受診費用全額を支払い、その後、国保組合に申請することで補助金が支給されます。
- ・インフルエンザ予防接種補助金申請書に領収書（原本）を添付して申請してください。

申請書は国保組合のホームページからダウンロードもできます。

注）領収書（原本）は 1 人 1 枚フルネーム入り・但し書きにはインフルエンザ予防接種代と記載されたものを添付して下さい。

《申請期間》 **令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 2 月 28 日**



★適用除外申請手続きの早急化について

厚生労働省国民健康保険課課長通知により、法人事業所と常時 5 人以上の従業員を雇用している個人事業所での「健康保険の適用除外申請」手続きについて、特別な事情がない限り「事実の発生から 14 日以内」に届出を行うことが厳格化されました。

これにより、期限内の届出ができなかった場合には健康保険適用除外申請が受理されないことで国保組合へ加入できなくなることもありますので、年金事務所への届出は早急をお願いいたします。



北駿 原 久昌 様 (S17. 4. 27 生) 77 歳
焼津 服部 徳子 様 (S17. 4. 2 生) 77 歳
藤枝 赤堀 孝子 様 (S14. 6. 29 生) 80 歳

国保組合事務所の臨時休業のお知らせ

10 月 10 日(木)～11 日(金)は全薬連職員研修会に参加のため、臨時休業となります。
ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

各種手続き一覧表

届出は **14日以内** に！

令和元年9月号 ☆各種様式はホームページよりダウンロードできます。※一部除外

<http://www.shizuyakukokuho.com/>



事 項	内容及び届出書類	添付書類
資格の得喪	事業主加入 * <u>個人薬局の開設者又は管理者で静岡県薬剤師会の会員</u> * <u>静岡県内に住所を有する者</u> ・被保険者資格取得届・加入時の現状書	・薬局開設許可所の写し ・<u>個人番号（マイナンバー）の確認書類</u> 「通知カード」又は「個人番号カード（両面）」の写し ※組合員に扶養する家族がいる場合は、<u>世帯全員の個人番号と続柄が記載された「住民票」（写し不可）が必要</u> ・身元確認書類（運転免許証・個人番号カード（両面）・パスポート等顔写真付きの証明証のうち、どれか1つの写し） ・市町国民健康保険又は被扶養者から加入の方は、現在加入中の「健康保険被保険者証」（写し）（取得者全員分）、それ以外の健康保険から加入の方は「健康保険脱退証明書原本」（取得者全員の記載があるもの）
	従業員加入 * <u>従業員を新たに採用したとき</u> * <u>静岡県内に住所を有する者</u> ・被保険者資格取得届・加入時の現状書 ・雇用契約書 ・適用除外承認申請書（法人薬局厚生年金該当者）	・<u>個人番号（マイナンバー）の確認書類</u> 「通知カード」又は「個人番号カード（両面）」の写し ※組合員に扶養する家族がいる場合は、<u>世帯全員の個人番号と続柄が記載された「住民票」（写し不可）が必要</u> ・市町国民健康保険又は被扶養者から加入の方は、現在加入中の「健康保険被保険者証」（写し）（取得者全員分）、それ以外の健康保険から加入の方は「健康保険脱退証明書原本」（取得者全員の記載があるもの）
	家族の加入 * <u>組合員と同一世帯にあり、かつ、主として当該組合員の収入により生計を維持する者</u> ・被保険者資格取得届 ・加入時の現状書	・<u>個人番号（マイナンバー）の確認書類</u> <u>世帯全員の個人番号、続柄が記載された「住民票」（写し不可）</u> ・給与、年金、営業、不動産など収入がある方は、直近の所得課税証明書等 ・国民健康保険法第116条届（大学生・専門学生等の場合は必要。学生証の写しを添付） ・市町国民健康保険又は被扶養者から加入の方は、現在加入中の「健康保険被保険者証」（写し）（取得者全員分）、それ以外の健康保険から加入の方は「健康保険脱退証明書原本」（取得者全員の記載があるもの）
		・<u>個人番号（マイナンバー）の確認書類</u> <u>世帯全員の個人番号、続柄が記載された「住民票」（写し不可）</u> ※個人番号の取得に日数がかかる場合は、「通知カード」のみ後日提出。
	喪失 ・被保険者資格喪失届 ・退職証明書（従業員退職の場合） ・脱退証明書（従業員退職以外の場合）	・当国保組合の被保険者証 ・健康保険加入証明書又は被保険者証の写し（社保へ加入の場合）
	死亡の場合・被保険者資格喪失届	・当国保組合の被保険者証、死亡診断書の写し
住所変更	・住所氏名等変更届	・添付書類なし
氏名変更	・住所氏名等変更届	・当国保組合の被保険者証・返信用郵券
被保険者証の再交付	・被保険者証再交付申請書 ・被保険者証紛失届 ・誓約書	・返信用郵券

各種手続き一覧表

届出は **14日以内** に！

令和元年9月号 ☆各種様式はホームページよりダウンロードできます。※一部除外
<http://www.shizuyakukokuho.com/>



事 項		内容及び届出書類	添付書類
保 険 給 付	療養費に対する給付	* <u>止むを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき</u> * <u>医師が必要と認めたギブス、コルセット、治療用補装具等を購入したとき</u> * <u>海外渡航中に診療を受けた時 … 渡航前に問合せのこと</u> ・療養費支給申請書	・領収書（原本） ・診療報酬明細書 ・診断書、医師の同意書等（原本）
	高額療養費に対する給付	* <u>国保組合より通知後、手続き</u> ・高額療養費支給申請書	・領収書の写し ・課税所得証明書等（確認必要な場合）
		・限度額適用認定申請書 ※<u>事前に国保組合に交付申請</u>	・課税所得証明書等（確認必要な場合）
	出産に対する給付	①医療機関等への直接支払制度（本人の合意による） ②出産育児一時金支給差額申請書（42万円未満の場合）	①国保組合へ申請の必要はありません ②代理契約に関する文書の写し 領収書・明細書の写し 母子手帳の写し
	死亡に対する給付	・被保険者資格喪失届 ・葬祭費支給申請書	・当国保組合の被保険者証 ・医師の証明又は死亡診断書の写し
保 健 事 業	人間ドック補助	* <u>30歳以上で年1回 … 事前連絡のこと</u> ・健康診断補助金支給申請書	・質問票・健診データ ・領収書原本（<u>特定健診とその他の内訳あるもの</u>）
	郵送検診	* <u>30歳以上の被保険者及び後期組合員を対象に、年1回実施。国保だより（3月号）同封の「郵送検診申込書」にて受付</u>	・「郵送検診申込書」を FAX 又は郵送
	インフルエンザ予防接種補助	* <u>65歳未満の被保険者を対象に、年1回補助</u> ・インフルエンザ予防接種補助金支給申請書	・領収書原本（1人1枚フルネーム入り・但し書きにはインフルエンザ予防接種代と記載されたもの）
	健康ポイント	* <u>25歳以上の被保険者を対象に、ウォーキングや、健康診断の受診に対して、組合がポイントを付与。そのポイントをお好きな商品と交換</u>	・専用 WEB サイトから被保険者が登録